

## 千葉県地域環境保全基金管理運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉県地域環境保全基金条例（平成2年千葉県条例第15号）に基づき設置された千葉県地域環境保全基金（以下「基金」という。）の有効かつ適切な運用を協議することを目的とする。

### (設置)

第2条 千葉県地域環境保全基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会内に幹事会を置く。

### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成し、委員長は環境局長とし、副委員長は環境保全部長とする。幹事会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、幹事長は環境保全部長とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (役割)

第5条 委員会は基本的事項を協議し、幹事会は委員会の指示により必要な事務を行う。

### (会議)

第6条 会議の招集は、それぞれの長が必要と認めるとき行う。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、環境局環境保全部環境保全課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は平成 2 年 5 月 1 7 日から施行する。

付則

この要綱は平成 3 年 5 月 2 8 日から施行する。

付則

この要綱は平成 4 年 6 月 2 4 日から施行する。

付則

この要綱は平成 7 年 8 月 1 5 日から施行する。

付則

この要綱は平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 1 7 年 3 月 1 7 日から施行する。

付則

この要綱は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 2 5 年 1 月 4 日から施行する。

付則

この要綱は平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は平成 2 8 年 1 0 月 3 日から施行する。

付則

この要綱は平成31年1月8日から施行する。

付則

この要綱は令和4年8月30日から施行する。

別表第1

局	職名	備考
総務局	危機管理部長	
総合政策局	総合政策部長	
財政局	財政部長	
市民局	市民自治推進部長	
	生活文化スポーツ部長	
環境局	環境局長	委員長
	環境保全部長	副委員長
	資源循環部長	
経済農政局	経済部長	
	農政部長	
都市局	都市部長	
	公園緑地部長	
建設局	下水道企画部長	
教育委員会	学校教育部長	
	生涯学習部長	

別表第2

局	部	職名	備考
総務局	危機管理部	危機管理課長	
		防災対策課長	
総合政策局	総合政策部	政策企画課長	
財政局	財政部	財政課長	
市民局	市民自治推進部	市民総務課長	
		市民自治推進課長	
		広報広聴課長	
	生活文化スポーツ部	消費生活センター所長	
環境局	環境保全部	環境保全部長	幹事長
		環境総務課長	
		環境保全課長	
		環境規制課長	
	資源循環部	廃棄物対策課長	
		収集業務課長	
産業廃棄物指導課長			
経済農政局	経済部	経済企画課長	
	農政部	農業経営支援課長	
都市局	都市部	都市計画課長	
	公園緑地部	緑政課長	
建設局	下水道企画部	下水道経営課長	
		総合治水課長	
教育委員会	学校教育部	教育指導課長	
	生涯学習部	生涯学習振興課長	